

告 示

埼玉県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第三百二十九号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二年十一月二十日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし